

留学予定者 各位

留学に係る第一種奨学金・第二種奨学金手続について

留学にともない、現在日本学生支援機構の第一種奨学金もしくは第二種奨学金の貸与を受けている場合は手続が必要になります。留学の種類によって内容が異なりますので留学中の継続貸与を希望する場合は、以下の事項を参照のうえ、対応のエリア支援室学生支援・教務担当にて手続を行ってください。留学中の継続貸与を希望しない場合は、奨学金の休止の「異動願」を提出してください。

[奨学金の継続貸与が認められる場合]

留学経費		学籍上の身分	留学期間	国内奨学金		海外奨学金	
				第一種	第二種	第二種 (短期留学)	第二種 (海外)
官民協働海外留学支援制度 (トビタテ留学 JAPAN)		在学・ 留学・ 休学	3ヶ月未満	○	○	—	—
			3ヶ月以上	○	○	○	—
海外留学支 援制度	協定派遣	休学	3ヶ月未満	○	○	—	—
			3ヶ月以上	○	○	○	—
	大学院学位取得型			○	○	○(※)	○
私費		在学・ 留学	3ヶ月未満	○	○	—	—
			3ヶ月以上	○	○	○	○
		休学	3ヶ月未満	○	○	—	—
			3ヶ月以上	●	●	○	○

※ ダブルディグリーに限る。

「○」：継続貸与可能、「留学奨学金継続願」の提出不要

「●」：「留学奨学金継続願」の提出により、継続して貸与可能

「—」：制度なし

[提出書類]

- ・留学奨学金継続願
- ・留学先教育機関での資格・身分・留学目的及び留学期間が明記してある入学許可書またはこれに代わるもの(写) ※日本語訳添付

[奨学金継続が認められない場合]

1. 学籍上の身分が「休学」中の者で、海外の大学・大学院以外に留学する場合
2. 他の団体から留学奨学金の給付または貸与を受け、その団体が機構の奨学金との重複を認めていない場合
3. 日本学生支援機構が経済的に支障がないと判断した場合
4. 日本学生支援機構が教育上有益な海外学修でないと判断した場合

【注意】

- ・「留学奨学金継続願」で承認できる期間は最長1年です。留学奨学金を延長する場合は、「留学奨学金継続願」及び「奨学金継続に係る申告書(留学継続)」を提出する必要があります。
- ・併用貸与の学生については、原則として、承認開始希望年月を同一にして「留学奨学金継続願」を提出してください。第一種奨学金のみ、第二種奨学金のみの「留学奨学金継続願」の提出は原則としてできません。
- ・奨学金の辞退後、「リレー口座加入申込書」の提出が必要になります。
- ・大学院で第一種奨学生の場合、優れた業績による返還免除制度の申請は奨学金を辞退した年度のみ申請が可能です。次年度の申請はできませんのでご注意ください。

令和3年 8月25日
学生部学生生活課